解散公告（第二回）

当商工会は、平成二十八年三月二十三日開催の臨時総会の決議により平成二十八年三月三十一日をもつて解散したので、当商工会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十四日

埼玉県越谷市中町七番一七号

越谷市商工会

清算人　井橋　吉一

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十四日

東京都千代田区外神田二丁目二番一七号共同ビル（万世）二階

日本保温保冷工業厚生年金基金

代表清算人　横田　徹

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十四日

神奈川県横浜市中区扇町一―二―一

神奈川県管工事業厚生年金基金

清算人　金子　繁夫

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年三月三十一日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十四日

新潟県新潟市中央区長潟八二〇番一

長潟南土地区画整理組合

代表清算人　佐々木平栄

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年三月十五日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十四日

愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林一番地一

幸田相見特定土地区画整理組合

清算人代表　内田　等

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十四日

兵庫県神戸市中央区栄町通二丁目五番一号

神戸機械金属厚生年金基金

代表清算人　村元　四郎

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年三月十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十四日

大分県大分市荷揚町四番二八号

大分県建設業厚生年金基金

代表清算人　佐藤　俊治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年七月三十一日開催の社員総会の決議並びに平成二十八年三月一日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十四日

北海道小樽市奥沢一丁目二三番一九号

医療法人社団齋藤歯科医院

清算人　佐藤　克宅

解散公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十八年三月三十一日、厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十四日

東京都千代田区麹町三丁目三番地八

安田企業投資株式会社確定給付企業年金

清算人　安藤　正紀

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十四日

三重県津市雲出長常町字六ノ割一一九〇番一

三重県自動車販売厚生年金基金

代表清算人　岩井　純朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市福田丙一九番地、最後の住所山形県鶴岡市茅原町二八番一〇号永寿荘

被相続人　亡　川越　忠弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十四日

山形県鶴岡市宝町二番一五号

相続財産管理人　弁護士　脇山　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市朝日二丁目七番、最後の住所埼玉県川口市朝日二丁目七番八号

被相続人　亡　出口　正隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十四日

事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番二号駒崎ビル四〇一　こうの市民法律事務所

相続財産管理人　弁護士　神野　直弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市下近江町三六番地一、最後の住所埼玉県越谷市東越谷六丁目一二〇番地一

被相続人　亡　立野　眞二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十四日

埼玉県越谷市越ケ谷三丁目七番三一号

相続財産管理人　友田　和昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県蓮田市大字黒浜二七九八番地五一、最後の住所埼玉県蓮田市大字閏戸三九〇六番地三

被相続人　亡　小泉　通泰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十四日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一二番一号東和ビル四階

相続財産管理人　弁護士　猪股　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県可児市下恵土一三二七番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　奥村　俊弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十四日

事務所岐阜県多治見市大正町一丁目四番地コーポラスＨＩＤＡ二〇一号室

相続財産管理人　弁護士　尾関　恵一